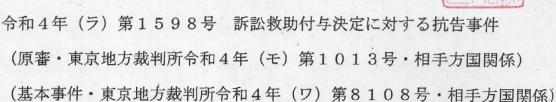
これは正本である。 金和4年8月5日 東京高等裁判所第20民事部





决 定

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

抗告人(基本事件被告) 玉 同代表者法務大臣 古 111 禎 久 同指定代理人 皆 111 征 治 同 北 直 口 輝

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

相手方(基本事件原告) 孫 樹 斌

> 文 主

- 1 原決定主文第1項を取り消す。
- 上記取消しに係る部分の相手方の申立てを却下する。

理 由

抗告の内容 1

- 相手方は、基本事件において、抗告人に対し、①相手方を債務者とする動産 引渡断行仮処分命令等の取消し、②同仮処分命令等の違法を理由とする国家賠償法 1条1項に基づく慰謝料の支払、③相手方が賃借する住居の玄関扉を同仮処分命令 の執行の際に執行官が損傷したとしてその修復及び賃貸人に対する説明、④同仮処 分命令等をした裁判官についての公務員職権濫用罪(刑法193条)に係る被疑事 実の有無の調査及び検察官への送致を求め、同基本事件について訴訟上の救助を求 める申立て(本件申立て)をした。
- (2) 原審は、①、②及び④の請求については、救助の事由が認められないが、③ の請求については、救助の事由が一応認められるとして、③の請求に係る訴え提起 手数料1万3000円及び送達費用について訴訟上の救助を付与し、申立人のその

余の申立てを却下した。

(3) 抗告人は、原決定に対し、訴訟上の救助を付与した部分を不服として即時抗告をした。

2 当裁判所の判断

動産引渡断行仮処分命令の執行に際し、相手方が賃借する住居の玄関扉を執行官が損壊したか否か、仮に損壊したとしてその根拠や経緯等がどうであったかは、一件記録上不明であるが、執行官は、動産引渡断行仮処分命令の執行の際、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができることとされており(民事保全法52条1項、49条4項、民事執行法123条2項)、仮に、執行官がそのような処分として玄関扉を損壊したのであれば、その行為は違法とはされないものの、執行手続の中で、執行官に適切な原状回復措置を求めることができる可能性はある(ただし、その費用は執行費用となる。)。しかし、その場合でも、抗告人に対してその修復を求めることができるとする実体法上の根拠はない。また、仮に執行官が違法に損壊したというのであれば、国家賠償法に基づく損害賠償を請求できるとする余地はあり得るが、その場合も、抗告人に対して原状回復その他の作為を求めることはできない。

賃貸人に対する説明についても、これを抗告人に請求できるとする実体法上の根拠はない。

したがって、本件申立ては、③の請求についても、「勝訴の見込みがないとはい えないとき」に当たることの疎明があるとはいえず、民事訴訟法82条1項ただし 書の要件を満たさない。

3 結論

以上によれば、本件申立ては、③の請求についても理由がないから、これを却下 すべきであり、これと異なる原決定は不当であって、本件抗告は理由がある。

令和4年8月5日

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村 上 正 敏

裁判官 伊良原 恵

再(日)

裁判官 寺 田 利

